

議案第 50 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 5 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年 1 月 1 日において本市に住所を有する者（地方税法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条、次条第 1 項及び附則第 7 条において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額（同法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）に給与所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、

第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者(令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。)」とし、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第1号、第2号、第4号、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者(令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。)」とし、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第1号、第2号、第4号、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及

び第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者(令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。)」とし、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の本市の市民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年1月1日において本市に住所を有するもの(地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 市川市税条例(昭和29年条例第12号)第24条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の本市の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
  - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控

除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 市川市税条例第 24 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の本市の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、かつ、市川市税条例第 24 条第 2 項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、市川市税条例第 24 条第 2 項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であり、かつ、市川市税条例第 24 条第 2 項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収

入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、令和8年度分の本市の市民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料に係る減額の特例)

第7条 第9条の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の市区町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、前条第1項又は第2項の規定により令和8年度分の本市の市民税が課されている者とみなされたものの状況を勘案して特に必要があると認めるときは、当該者に係る令和8年度の保険料に限り、その一部を減額することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 理　　由

令和 7 年度税制改正による給与所得控除の引上げを踏まえた介護保険法施行令の改正に伴い、本市の介護保険事業計画を適切に遂行するため、令和 8 年度の保険料率の算定に関する特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。